

マイナンバー制度…「通知カード」と「個人番号カード」

平成 27 年 10 月から通知カードにより、マイナンバー(個人番号)の通知が開始されております。通知カードは個人番号カードの交付申請書とともに住民票の住所に簡易書留で届きます。今回は「通知カード」と「個人番号カード」の概要を紹介します。

【1】 「通知カード」

① 「通知カード」とはどのようなものか？

通知カードは紙製のカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別及び 12 ケタのマイナンバーが記載されたカードです。「通知カード」単体での本人確認は出来ませんので、利用する際には併せて運転免許証等の提出が必要となります。

② 「通知カード」の有効期限はあるか？

通知カードに有効期限はありません。マイナンバーを通知するものですので大切に保管する必要があります。

③ マイナンバーは変更することが出来るか？

マイナンバーは原則として生涯同じ番号を使い続けます。自由に変更することは出来ません。

【2】 「個人番号カード」

① 「個人番号カード」はどのようなものか？

個人番号カードは通知カードに記載されている情報の他に、顔写真と IC チップが付いたカードです。本人確認のための身分証明書として使用することが出来ます。レンタル店などでも利用できますが、カード裏面のマイナンバーを提供することは出来ませんので注意が必要です。

② 「個人番号カード」はいつから交付を受けられるか？

個人番号カードは交付申請書を郵送するなどして、平成 28 年 1 月以降、交付を受けることが出来ます。申請時には顔写真の添付が必要となります。

③ 「個人番号カード」は取得しなければならないか？

個人番号カードの取得は義務ではありません。

④ 「個人番号カード」の有効期限はあるか？

20 歳以上の方は 10 年、20 歳未満の方は 5 年となっています。

⑤ 「個人番号カード」はどこで受け取るのか？

個人番号カードの交付を受ける際は、原則として、本人が市区町村の窓口で受け取る必要があります。

通知カード(イメージ)



個人番号カード(イメージ)



※詳細は各省庁の公式HP等をご確認ください。